

ホームスタートを 利用してみませんか？

ホームスタートは、子育てに不安や悩みを抱えている就学前のお子さんがある家庭に確かな研修を受けたボランティア（ホームビジター）が訪問し、寄り添って「傾聴（話を聴く）」と「協働（共に何かをする）」などの活動をし、孤立しがちな子育てを応援する活動です。

◆こんな時、お気軽にご連絡ください◆

- ・気軽に話せる相手がおらず、家の中にこもりがち
- ・子供に泣かれると辛くて、どうしたらよいのかわからなくなる
- ・初めての子育てだけど、誰にも相談できなくて不安でいっぱい
- ・下の子が生まれて時間がなくて、上の子と遊んであげられない
- ・一緒に出かけたり、ゆっくり話を聞いてくれる人がいない



子育て中のママ、
これからママになる人へ
あなたのそばに
頼れるひとはいますか？

- ▶ 受付時間 午前8時30分～午後5時
- ▶ 受付曜日 月～金曜日
- ※ホームスタート・ヒタに電話又はメールでお申し込みください。
- ※6歳以下のお子さんがある家庭が対象で、利用は無料です。
- ※訪問中に関わったプライバシーに関する情報は個人情報として慎重に取り扱い、秘密は厳守されます。
- ※ベビーシッターや家事代行は行っていません。

ホームビジターを募集します

ホームビジターになるには、全8回の講座の受講が必要です。原則、全ての講座に受講できる人で、受講後にボランティアとして訪問活動に携わっていただける人を募集します。

▶対象

子育て経験を生かしたボランティアを希望する人

※年齢は問いません。

- ▶ 募集数 15人程度
- ▶ ところ 市役所2階 202会議室
- ▶ 時間 午前10時～午後4時
- ※11月28日(水)のみ正午まで。
- ▶ 参加費 無料
- ※下記に電話でお申し込みください。
- ▶ 募集期限 9月28日(金)

開催日	講座内容	開催日	講座内容
10月12日(金)	・オリエンテーション ・ホームスタートの内容、意義を学ぶ ・家庭訪問型子育て支援の役割と意義	11月9日(金)	・地域子育て支援の実際と連携 ・日田市における母子保健サービスについて ・問題や悩みのある家庭への理解
10月19日(金)	・家庭とは何か、親とは何か ・価値観の多様性 ・子どもの理解	11月16日(金)	・家庭の中で活動する1 ・家庭の中で活動する2 ※傾聴と協働の実演をします。
10月26日(金)	・傾聴の意義と方法1 ・傾聴の意義と方法2	11月21日(水)	・シェアリング ・修了式、交流会
10月31日(水)	・家庭で活動する上でのポイント ・信頼関係、倫理、危機管理 ・ホームビジターの実務	11月28日(水)	・修了後の個別面談

☎ホームスタート・ヒタ ☎080-6449-2770 📧hs-hita2770@ezweb.ne.jp
チャイルドプラザ ☎5300
こども未来課子育て支援係 ☎8317 (市役所1階)

事業用や売電目的の太陽光発電設備は 償却資産の申告が必要です

太陽光発電設備を設置した個人又は法人は、償却資産（土地・家屋以外の事業のために使用する資産）の課税対象になることがあります。設置された太陽光発電設備の状況を確認の上、対象となる場合は申告をお願いします。

▶太陽光発電設備の申告対象について

設置者	10kw以上	10kw未満
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外
個人（事業用）	課税対象	
法人	課税対象	

ご注意ください！

個人（住宅用）の太陽光発電設備であっても、10kw以上の場合は事業用資産となるため、課税対象となります。

※なお、太陽光発電設備を設置した場合、土地の課税地目が変更されることがあります。

▶太陽光発電設備の固定資産税の区分について

	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンディ ショナー	表示 ユニット	電力量 計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋		償却			
架台に載せて屋根に設置	償却					
家屋以外の場所に設置	償却					

※家屋…家屋として家屋調査時に評価するため、償却資産としての申告は不要です。

※償却…償却資産に該当するため、償却資産としての申告が必要です。

▶課税標準の特例措置について

太陽光発電設備に係る課税標準の特例が適用される場合があり、取得時期によって適用対象が異なります。

【取得時期が2012年5月29日～2016年3月31日のもの】

- ・対象設備 「経済産業省による固定価格買取制度の認定」を受けた再生可能エネルギー発電設備（10kw未満は除く）

【取得時期が2016年4月1日～2020年3月31日のもの】

- ・対象設備 「固定価格買取制度の対象外設備」であって、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けた設備

※詳細は市ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

▶申告義務について

納税義務がある償却資産の所有者には、地方税法で申告義務が課されます。なお、虚偽の申告を行った場合は地方税法第385条による罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、不申告の場合は日田市税条例第75条による罰則（10万円以下の過料）の対象となりますのでご注意ください。

▶過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、過去に遡って課税されます。

▶資料調査及び現地調査について

市税務課では、適正かつ公平な課税を行うための調査を実施しており、現在関係機関との情報連携を行い、太陽光発電設備の調査を強化しています。調査にあたっては、資料提供や現地確認を依頼することもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

☎税務課資産税係 ☎8206 (市役所1階)